

議長（福田会長）

会議資料 9 ページの議案第 26 号「社会教育関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（福田教育次長）

議案第 26 号「社会教育関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。

2. 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行うというものです。

詳細についてご説明いたします。参考資料 28 ページをご覧ください。

1 の社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度につきましては、社会教育団体においては、子ども会連合会、PTA 連合会などは各市町とも補助を行っております。

また、文化スポーツ団体におきましても、文化協会、体育協会に対し各市町とも補助を行っておりますが、それ以外の団体への補助につきましては、宇都宮市と各町との間で対応が異なっております。なお、宇都宮市は、補助に当たりましては事業補助を基本としております。このようなことから、各市町により支援団体の種類や支援内容に違いがあり、補助の公平・公正を期する必要があること、また、同様の団体の統合など調整が必要であることから、調整の方向性 1 につきましては、社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるものとするともに、対象団体の統合に努めるということで調整をいたしました。

次に、社会教育及び文化スポーツのイベント等につきましては、生涯学習、社会教育、文化スポーツにおいて、各市町同様の内容の事業や地域性に応じた独自の事業を展開しております。新市移行後は、地域間格差のない事業の展開のため、類似事業の整理統合が必要であり、また、一方では、地域性に応じた事業実施が望ましいものについては、地域主催で実施していくことも必要でありますことから、調整の方向性 2 につきましては、社会教育及び文化スポーツ等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行うということで調整をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 26 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等

をいただきたいと思います。

議案第26号の2項目目の「社会教育及び文化スポーツのイベント等類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行う。」とあります。地域行政機関すなわち合併町ごとに行う地域行政機関であり、各々の町単位で行う地域行政機関です。そして団体というのは、上河内町自治会公民館連絡協議会とか上三川町文化協会といった団体という意味でいいのですね。団体または地域行政機関で、必要性の高いものについては、今までどおり取り組んでくださいということです。ご意見はございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第26号「社会教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第26号は原案のとおり決定といたします。